

第13節 給水計画

第1項 計画の主旨

大規模災害発生時には、水道施設が損壊することが想定されるため、被災地区の住民に対する飲料水等の供給と水道施設の応急復旧を本計画により行う。

第2項 市が実施する対策

1 応急給水計画（避難所対策部、上下水道対策部）

（1）被災地域が小規模で限定的な場合

ア 給水方法

収容避難所（学校・公民館等）、医療機関、緊急避難所（集会所等）などを給水拠点とし、供給する水は水道水とする。

イ 運搬給水の実施

被災地域において、水道水を確保することが困難な場合は、配水池、送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽等から次の機器を用いて運搬給水する。

〔給水車、ポリタンク、非常用給水袋、布製水槽〕

（2）被災地域が大規模で広域的な場合（上下水道対策部が運搬給水できない場合）

ア 水道施設からの直接取水

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設（緊急取水拠点施設）から直接取水する。

（イ）給水状況に応じて、AGF 鈴鹿体育館耐震性貯水槽を活用する。ただし、開栓は上下水道対策部で実施し、運搬給水は地域の住民や支援団体等で行う。

（ウ）貯水施設からの取出しは上下水道対策部が行う。

イ 運搬給水の実施

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設から収容避難所等への運搬給水は、可能な限り住民自らが行う。

（イ）運搬方法は次のとおりとする。

a 各小学校に備蓄されている布製水槽（500リットル）をトラック等の車両に搭載する。

資料編3-2 備蓄資材

b 被災地付近の配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。

c 被災を受けなかった地域の住民で運搬給水が可能な者は、可能な限り上記の運搬給水を援助する。

d ボランティア等から援助申出があった場合は、給水拠点での協力を依頼する。

e 広域応援が必要な場合は、他の自治体等へ応援要請を行う。

資料編 16-16 水道災害に関する協定（三重県水道災害広域応援協定，公益社団法人
日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定）

ウ 仮設給水栓の設置

被害のない配水管や復旧した配水管に，臨時に仮設給水栓を設置し，応急給水を実施する。

※応急給水は，被災直後は1人1日3リットルを目標とし，主に運搬給水により実施する。

2 水及び給水資機材の確保（総務管理部，上下水道対策部，避難所対策部）

（1）個人備蓄の推進

市は，飲料水をはじめとする生活用水を，個人において準備しておくよう市民に広報する。（発災後3日間分程度）

また，給水拠点から自宅までの「水の運搬のための容器」の備蓄についても同様とする。

（2）飲料水の確保

ア 水道施設

配水池及び送水場，飲料水兼用耐震性貯水槽の貯留水とする。

イ 協定を締結している施設

協定を締結している事業者の飲料水用地下水及びウォーターサーバー用ボトル等の飲料水とする。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における飲料水等の供給に関する協定，
災害時における物資提供に関する協定，災害時における地下水（飲料水）
の提供に関する協定，災害救助に必要なアクアマジックミネラルウォーター
他他の供給に関する覚書）

ウ 収容避難所施設（各小学校など）

受水槽の設置されている小学校等の貯留水とする。

資料編 3-3 緊急取水拠点等一覧

（3）生活用水（トイレ用水等）の確保

水道水が不足する場合は，井戸水（個人や企業，団体等が所有），自然水（川，ため池等の水），プール等の水を活用する。なお，各小中学校に設置された防災井戸も利用する。

また，災害時協力井戸登録制度を活用し，住民が所有する井戸を，災害時に生活用水として周辺住民に無料で開放するよう登録者に対し伝達する。

資料編 3-3 緊急取水拠点等一覧

（4）給水資機材の確保

市は，災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め，保有状況を常時把握し，給水にあたる。

資料編3-2 備蓄資材

(5) 給水困難地域、災害時要援護者への給水

道路途絶地域や災害時要援護者への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。

3 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

(3) 費用

1人1日3リットルの飲料水を供給するため必要な諸費用とする。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

4 その他

応急復旧計画は、「第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画」に記載。

第3項 市民や地域が実施する対策

- 1 災害発生後、3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭で飲料水や生活用水の確保に努める。
また、給水を受けるための「水の運搬のための容器」の備蓄も行う。
- 2 協力できる市民は、配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。
- 3 道路途絶地域や災害時要援護者への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。
- 4 災害時協力井戸の登録者は周辺住民に対し登録井戸を開放する。

第14節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

- (1) 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に協力を求める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定，災害時における物資供給に関する協定，災害時における物資供給及び物資配送に関する協定，大規模災害時における物資の支援協力に関する協定，災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

- (2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救助物資の受入・配分

- (1) 災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行う。
- (2) 救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において、必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

6 所要人員の確保

災害の規模に応じ、各部に応援、派遣を要請し、又は作業員を雇上げる。

7 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

- ア 寝 具：毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
- イ 外 衣：作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
- ウ 肌 着：肌着、靴下等
- エ 身の回り品：タオル、バスタオル、手ぬぐい等
- オ 炊事用具：なべ、やかん、包丁、まないた、バケツ等
- カ 食 器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- キ 日 用 品：石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、軍手、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ゴミ袋、ビニールカーペット、ブルーシート等
- ク 光熱材料：マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットコンロ用ボンベ、固形燃料等
- ケ 薬品雑貨：哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品、虫除けスプレー等
- コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等
- ☞サ そ の 他：特に必要と認めるもの

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県において行うが、それ以後の措置は産業物資対策部において行う。ただし、緊急の場合は、市長が生活必需品を購入し、配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
- イ 給（貸）与のため支出できる費用は、救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数

第3章 災害応急対策計画

三重県広域受援計画（令和3年3月）では、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等へ配送する。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の生活必需品等の数量については、以下に掲げるとおり。

- (1) 毛布：57, 570枚
- (2) 乳児・小児用おむつ：50, 085枚
- (3) 大人用おむつ：10, 040枚
- (4) トイレ：940, 846回分
- (5) トイレトペーパー：45, 183巻
- (6) 生理用品：61, 497枚

第3項 市民や地域が実施する対策

発災後は、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれるため、3日間程度の間に必要な物資等を、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、生活必需品等の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

第15節 医療（助産）救護計画

第1項 計画の主旨

災害のためその地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画による。

なお、本計画中「2 医療及び助産の対象者」「6 医療等の範囲」「7 費用の支弁」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法は適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第2項 市等が実施する対策

1 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、救助法が適用された場合の実施は知事（救助法第13条の規定により権限の委任を受けた市長を含む。）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が実施する。

2 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施する。

（1）医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

（2）助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療救護活動（福祉医療対策部、鈴鹿市医師会等）

大規模災害発生時においては、鈴鹿市医師会が定めた災害時対応マニュアル（以下「医師会マニュアル」という。）に基づき、大規模地震等以外の局所水害等の突発的かつ中規模局所災害に対しては、鈴鹿市医師会員、県職員及び市職員（福祉医療対策部）が連携した医療救護活動を実施することを基本とする。

なお、上記の事項は、医師会マニュアル内の「局所災害急性期の対応マニュアル」に定められており、この項目に沿って対応等を実施する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時の医療救護に関する協定）

（1）災害医療対策本部の設置

災害が発生し、市長から救護班の派遣要請があった際は、医師会マニュアルに基づき、災害医療対策本部を設置する。なお、災害医療対策本部の位置及び構成員につい

ては以下のとおりとする。

ア 災害医療対策本部 → 鈴鹿市保健センター（西条五丁目118-3）

イ 災害医療対策本部長→鈴鹿市医師会長

ウ 災害医療対策本部員→鈴鹿市医師副会長, 災害医療担当理事, 鈴鹿市医師会職員,
県職員, 県地方部災害医療コーディネーター, 福祉医
療対策部職員

(2) 救護班の編成等

医療救護活動を実施するために、医師会マニュアルに定めた救護班を編成のうえ、市災害対策本部が指示した場所へ派遣する。なお、救護班員は、原則として医師会マニュアルに定められた持ち物を携行する。

資料編7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

ア 救護班の派遣による方法（救護所の場合）

被災地の現地において、医療の必要があるときは、市長は、それぞれ必要な救護班を派遣して行う。なお、この場合、救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施することができる。

(ア) 本部及び市医師会が開設する救護所において医療活動を行い、傷病者の傷病の種類、軽重、緩急を判定（トリアージ）し、輸送区分及び搬送先を指示し、病者を輸送機関へ引き継ぐ。なお、救護所への移動途中で遭遇した負傷者等はトリアージと簡単な処置を行い、住民等の協力を得て救護所等へ搬送する。

(イ) 避難所の設置が長期間と見込まれるとき、又は必要のあるときは、避難所内又は周辺に避難所救護センターを設置し、避難者の健康管理等の長期的ケア、内科、健康診断等やその他状況に応じ、心のケア、歯科等の医療行為等を行う。その期間は、周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、撤去に当たっては、県地方部災害医療コーディネーター、市医師会と行政（県災対本部、県地方部、市災対本部）とが協議して決定する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時の歯科医療救護に関する協定）

イ 医療機関による方法

市長は、救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱に準じて実施することができる。

ウ 移送収容

救護班又は被災地の医療機関で治療できない重症の患者は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を実施する。

資料編7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

4 負傷者の搬送（消防対策部）

消防機関は、市長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3章第2.2節「輸送計画」により応急的に措置する。

また、市長は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

5 医療情報の収集・伝達（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

三重県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、救護所や医療機関の医療状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の提供を行う。また、必要に応じて、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等に協力を求め、非常無線通信も活用する。

6 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、概ね次のとおりとする。

（1）医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿及びガーゼその他衛生材料の支給

（3）期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり）
- イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり。）

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 費用の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。ただし、救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。

会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

※原則、救助法では、救護班及び日本赤十字社の救護班以外の者が任意で行った医療活動については、法による実費弁償の対象とならない他、使用した医薬品、衛生材料の実費を支出することも認められないため注意する。

8 医薬品・衛生材料等の確保（福祉医療対策部）

（1）医薬品・衛生材料等の確保

ア 災害時における医療に必要な医薬品及び衛生材料等が円滑に供給できるよう、関係機関及び鈴鹿市医師会は緊急時における医薬品、衛生材料等の確保に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における医療・産業用ガス等の供給に関する協定）

イ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに備蓄する。

ウ ガスえそウマ抗毒素は、県が備蓄する。

（2）医薬品・衛生材料等の供給と技術援助

災害時医療が円滑かつ迅速に実施されるため関係機関は、救急医療機関の要請により医薬品、衛生材料等の供給に当たるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。

市が行う災害時の医療及び助産に必要な医薬品等については、あらかじめ備蓄して使用するものとし、この数量が不足するときは、薬局へ発注し、又は県が備蓄している医薬品等の使用を県へ要請するなどし、必要に応じて支給する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における医薬品等の調達に関する協定）

9 資機材の配備（福祉医療対策部）

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

（1）被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

（2）患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

（3）救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、市長からの派遣要請を待たなくても、自主的に救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

（4）救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、各々の病状に応じた「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

また、避難先等で適切な医薬品の提供等を受けるため、「お薬手帳」等の写しを持って避難する。

第16節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1項 計画の主旨

災害による行方不明者等の搜索及び遺体の見分、処理及び埋葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2項 市が実施する対策

1 行方不明者等の搜索（消防対策部）

（1）搜索の基本

災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の公表方針」に準じ次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

（2）搜索の実施

行方不明者等の搜索は、本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な車、舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。ただし、本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施する。

ア 搜索に当たる各実施機関は、情報を共有化するとともに、迅速かつ効率的に搜索活動が行えるよう、共通地図を事前に準備し活用する。

イ 多数の行方不明者が発生した場合においては、本部員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

ウ 本部は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

エ 搜索班員は、行方不明者または、遺体を発見した場合は、次の措置をとること。

（ア）発見時において生存している場合は、DMA T又は救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

（イ）遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察に通報するとともに、遺体及び発見場所を保存する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における応急活動等に関する協定）

（3）応援の要請等

本部において、被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

第3章 災害応急対策計画

ア 本部は、県地方部（医療保健部）に遺体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- （ア）遺体が埋設し、又は漂着していると思われる場所
- （イ）遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び持物等
- （ウ）応援を求めたい人数又は車、舟艇器具等
- （エ）その他必要な事項

（4）救助法が適用された場合

救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次による。

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、車、舟艇、その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

なお、輸送費及び賃金職員雇上費は、遺体搜索費から分離し、「輸送費」、「賃金職員雇上費」として、各々一括計上する。

2 遺体収容所の設置・運営（環境対策部）

（1）遺体収容所の開設

警察と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視・検案場所や遺体安置所等設けた遺体収容所を開設する。

（2）遺体保存用資材・人員の確保

遺体を一時保存するために必要な棺・ドライアイス等の資材並びに納棺作業や遺体の移送等に必要な人員の調達について、協力協定団体（民間葬祭業者）に要請する。ただし、市において資材等の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における葬祭業務に関する協定）

（3）遺体の収容、処理

市は、鈴鹿警察署と連携し、遺体を指定された遺体収容所に収容する。

また、警察又は日本赤十字社三重県支部等により洗浄、縫合及び消毒等の処置及び検視・検案等が行われた遺体について、遺体の一時保存のため、協力協定団体（民間葬祭業者）から派遣された人員等に、納棺及びドライアイス等による腐敗防止処理を依頼する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における葬祭業務に関する協定）

（4）遺体の身元調査

警察等と協力して、身元不明遺体の身元調査や遺族等（引取人）の発見に努める。

(5) 遺体等の引渡し

身元が判明した遺体及び所持金品を遺族等（引取人）へ引き渡す。遺体処理台帳等に必要事項を記載する。

3 遺体の埋火葬（環境対策部）

(1) 埋火葬の許可

死亡届を受理し、埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(2) 火葬の実施

ア 市による埋火葬

救助法が適用された場合、災害による混乱期等のため遺族等による埋火葬が困難な遺体は、市が埋火葬を実施し、埋葬台帳等を作成する。

なお、身元が判明しない遺体の埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に従って行う。

イ 火葬場の確保

斎苑で使用する燃料（火葬炉の白灯油、自家発電機の軽油等）の調達について、協力協定団体に要請する。ただし、市において資材や人員の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

また、斎苑が被災して使用できなくなった場合や、斎苑の火葬能力を超える遺体の火葬が必要になった場合は、県内外の火葬場の利用を県に要請する。

ウ 遺骨等の保管と引渡し

市が火葬した遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所で保管し、遺族等（引取人）が判明し次第、引渡す。

4 事務処理（環境対策部）

(1) 遺体の捜索・処理・埋葬等の期間延長申請

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索期間、処理期間及び埋葬・火葬期間は、原則として、災害発生の日から10日以内である。11日目以降もこれらの作業を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、県へ期間延長の申請を行う。

ア 延長する期間

イ 期間延長を必要とする地域

ウ 期間延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間を延長することによって捜索される行方不明者の数、処理される遺体数、埋葬・火葬される遺体数等）

(2) 遺体照会窓口、火葬手続き等相談窓口の設置

市民等からの遺体の照会に対して情報提供する窓口や、遺族等（引取人）等からの火葬手続き等に関する問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

(3) 費用弁済・求償

ア 民間企業等への費用弁済

民間企業等に協力を求めた人材や物品の調達等に要した費用について弁済する。

イ 県への費用求償

救助法が適用された場合は、災害救助法第18条に定めるところにより、支弁した費用について県に求償する。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第17節 障害物の除去計画

第1項 計画の主旨

災害のため排出された土砂、流木等の障害により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活を安定させ、又は交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等の応急対策を講ずる。

第2項 市が実施する対策(土木対策部、道路管理者、河川管理者、環境対策部)

1 実施機関

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。
- (3) その他、山(崖)崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧(緊急時における災害応急工事等に関する協定、災害時における施設復旧等応急業務に関する協定)

- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 堆積土砂排除事業について(環境対策部・土木対策部)

国土交通省と環境省が連携し、宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂を一括して撤去できるスキームを活用し、市町村が行う土砂等の撤去を促進し、被災者の生活の早期再建を支援する。

(1) 排除対象物

- ア 市が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- イ 市が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

(2) 対象となる堆積土砂量

市街地において災害により発生した土砂等の流入，崩落等により堆積した土砂の総量が30,000m³以上であるもの，又は2,000m³以上の一団をなす堆積土砂，又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で，その量が2,000m³以上であるもの。

ここでいう「30,000m³」「2,000m³」は，本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく，他の補助制度等により処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことである。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については，それぞれの実施者において考慮するが，概ね次の場所に集積又は保管する。

- (1) 集積するものについては，実施者の管理に属する遊休地及び空地，その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては，その保管する工作物等に対応する適当な場所

6 障害物除去に関する応援及び協力

- (1) 市は，障害物の除去について，県に対し応援又は協力の要請をすることができる。
- (2) ボランティア窓口との作業の連携（仮置き場までの輸送等）

7 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次による。

(1) 除去の対象

災害によって，土砂，竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ，それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので，次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないとき
- イ 住家は，半壊又は床上浸水したものであること。
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は，現物給付をもって実施するものである。現物給付とは，除去するために必要なロープ，スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく，住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

救助の程度，方法，期間は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3項 市民や地域が実施する対策

共助の精神に基づき，地域の障害物を撤去し，良好な通行に寄与する。

第18節 防疫計画

第1項 計画の主旨

災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症発生の未然防止に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部、福祉医療対策部、避難所対策部）

1 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は、市が行う。

ただし、ここで言う防疫計画とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定するものではなく、防疫作業の実施手順等とする。

2 防疫体制の確立

市は、県が作成した防疫計画等に基づき県鈴鹿保健所と連絡を密にし、管内発生状況の把握、感染防止のための広報啓発、その他防疫措置について協力するとともに、薬剤の確保、消毒用機材の整備に努める。

3 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

また、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

4 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

5 保健活動

（1）保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

（2）栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

（ア）高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の災害時要援護者に対する栄養相談・指導を行う。

（イ）避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

（ウ）避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は

近隣市町に応援要請を行う。

6 ペット対策

鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における動物救護活動に関する協定）

第3項 市民が実施する対策

1 健康カードの作成

既往歴，治療中疾患名，治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し，常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を，災害時に入手困難になることを想定し，1週間分程度保管しておき，避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。

また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所の指示に従い，ペットを適正に管理する。

4 感染症対策

各自でマスクや消毒液の準備をする等，感染症予防対策を実施する。

第19節 廃棄物処理計画

第1項 計画の主旨

被災地のごみの収集及びし尿のくみ取り等の廃棄物処理業務を適切に行い、生活環境の保全と公衆衛生の維持に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部）

1 実施責任者

被災地における廃棄物処理計画の策定及び実施は、市が行う。

2 ごみ・し尿の収集と処理

（1）ごみ処理

ア 処理体制

市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。

また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（三重県災害等廃棄物処理応援協定、三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書、災害時における廃棄物の処理に関する応援協定）

資料編16-17 三重県災害等廃棄物処理応援協定

イ 処理の方法

ごみの処理は、一般廃棄物処理基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に基づく基準）（基本法第86条の5第5項に基づく廃棄物処理特例基準を含む）に基づき、生活環境保全上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、保管

第3章 災害応急対策計画

場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

(2) し尿処理

ア 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等が設置される避難所のくみ取りについては、貯留容量を超えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、一人一日当たり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、機材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

イ 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、生活環境保全上支障のない方法を併用する。

3 災害がれき等の処理

(1) 処理体制

災害廃棄物処理計画に基づき、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行うとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した際は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行う。

4 貴重品・思い出の品の対応

津波堆積物、災害がれき等の撤去の際に発見した位牌、写真その他の思い出の品については、発見場所や品目等の情報をリスト化する等、収集・保管方法及び所有者に引き渡す機会の設定等、収集・保管・引き渡しの体制を検討する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 生活ごみ等処理

- (1) 避難所での生活ごみ等の分別について、市の指示を遵守する。
- (2) 家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力する。
- (3) 便乗ごみの排出、不法投棄、ごみの野外焼却等、不適正な処理を決して行わない。

2 し尿処理

- (1) 避難所等での簡易トイレやマンホールトイレ等の使用について、市の指示に従い、

公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。